

(註) 当米之「五人組書上帳」は御私領四十九軒分で御料分十三軒は、三郎左衛門、七郎左衛門、甚兵衛、平右衛門、利兵衛、久米之助、五右衛門、市郎右衛門、五郎右衛門、與惣兵衛、八郎右衛門、八左衛門、半次郎で別に書上帳が出されている。

新笈村川欠の事

九十九里海岸平野は、隆起の沖積平野で、一宮川、南白亀、作田川、栗山川がこれを貫流している。一宮川は、かつては植生川といい、長柄郡、植生郡の境をなしていた。源を長南町笠森に発し、幾多の支流を合せ、延々三十料におよび、一松地先で太平洋に注いでいる。九十九里海岸平野には、汀線に平行に沼沢地が点在している。これは、海岸平野生成の過程に残された窪地で、数回繰返されて現在の汀線を成している。更に海岸は川の上流から運搬された粘土層と、太東岬の海崖を削って北上する潮流に運ばれた土砂を堆積し、それがまた北東風によって陸地に吹き寄せられるのである。川口もこれによって北へ移動する。一宮川も旧河川を古地図でみると船頭給川口から大河原を通って海に注いでいる。それより前、下村を通って古港に注いでいたこともあるらしく、そこに三角地帯の河原のできたことが考えられ、河原三角芝の地名も残っている。昔は護岸工事も行われず、洪水によって川が移動したと見られる。船頭給地先の字名に「海道」、「汐入」という地名がある。粘土層が相当堆積し、かつての河底を思わせるものがある。このように河の移動によって村境の訴訟も幾回となく繰返され、船頭給村川沿いは一宮本郷新笈村の飛地となっている。その訴状をみると、
乍^{おそれながら}恐^{おそれながら}以^{おそれながら}書付^{おそれながら}御訴訟申上候(町有文書)

一、長柄郡新笈村之儀、右高二百四十七石之内川欠に相成り、八

取り下し、其以後御支配替へ御座候ても御普請仰付取り下し候。御代官御支配に相成り候ても両度御普請取為し仰付候。当御地頭様に相成ても去年六月中川通り御普請取極め取り下し候処に当年両度の洪水にて押流し、難儀仕候。船頭給より、年々松柳植出し前より本郷村は水強く当り申候。誠に本郷村之儀は地形五、六尺も高く御座候故川欠けに相成り、大方今年三十間程本田、新田畑へ欠込申し候。前々よりは川通り船頭給村の方へ百間余り川欠けに相成り此儀難儀仕候間、御代官様へ、川通りの御吟味奉^{御願}候。

一宮本郷は、船頭給村にくらべて地形上高く、一宮川から曲折しているため、洪水の時の水流のあたりが強く、年々川欠をみるにいたった。そして、二百四十七石の内八十二石六斗八升が川欠になり、約三分の一が船頭給村の附新田になったので、これでは百姓相統も難しく、委細御検分をとということから、船頭給村の川沿いに新笈村の飛地が認められたのである。

上総国長柄郡新笈村と同国同郡船頭給村川欠地論裁許之事

(木島文書)

新笈村訴の趣、当村高之内九拾六石余、先年より段々川欠致し川向い船頭給村之附地に成り候得共、今以て右高之通り諸役等相勤候間右附地之分新笈立満地に相願候旨申^レ之、船頭給村答候は附地無^レ年貢之場所、当村に一切無^レ之其上川添之村々は川を境に致し来り答^レ之右出入絵画面にて地所難^レ更^レ。御代官森山勘四郎、鈴木小右衛門之手代差連れ逐一令^レ地押^レ逐^レ吟味^レ処、新笈村川欠

十一石六斗八升去年迄に川欠仕り候。田畑一町四段一畝十四歩川欠に相成り、正徳六年申の三月(一七一六年)巡見様根岸左衛門様、幸田善太夫様、御目付杉浦安兵衛様御廻り之節、書付を以て申上候。其後享保八年(一七三三年)卯年水腐り御検分の為め伊藤源之丞様、齊藤三郎左衛門様御出での節、委細川通り御検分を奉^レ願候。御公儀御普請所御検分に入り段々川欠に相成候儀、船頭給村へ附新田に取成し難儀仕り候由訴状差上げ、何とぞ御慈悲に此段御聞届け新笈村百姓相統仕り候様に申上候事。正徳六年申の年の訴状御巡見様之差上申候。

一、荻原源八郎様辰ノ四月中新田御改に御出での節、願書を以て御訴訟申上候。新笈村右高二百四十七石余御座候内、九十七石八斗二升七合九勺二才川欠に相成り候。委細願書差上御訴訟申候儀は川向う船頭給川通芝一町余御座候。此儀年々川欠仕り新笈村の土地船頭給村へ相附申候間御慈悲に新笈村へ御仰付取下候様に奉^レ願上^レ候得共、御尤に答へ御検地取り成し極め、一松村名主、組頭へ取為極は新笈村より願出申候間吟味の上、新笈村へ申付る段、御意取為し極め候。此儀は荻原源八郎様御尋ね取為極め候得共、新笈村より差上げ候願書委細に訳相知れ申候。同郡高二千四百六十石余本郷村高辻に御座候処、先年川通り何段歩段々川欠に相成り当八月十二日の洪水、同九月十二日の大水にて本田畑、新田畑都合一町何段歩川欠致し、難儀仕り候。先年御私領の節、御地頭様取極め取下候。其以後二十年御料所に相成り、能勢権兵衛様御代官の節、川通り御普請取極め

之反別貳町八段歩余在^レ之。新笈申立て候反別は勿論高共に過半雖^レ令^レ相違、川欠之地所有^レ之段は無^レ紛候。且又新笈より先年の古川跡は指所船頭給村田畑之内にて其場所は延宝年中檢地請之本田畑、其上当時川形も曾て無^レ之、新笈よりも申傳える迄之由申^レ之証拠も無^レ之候。次に船頭給村より川を境に守来る由雖^レ申本田高内之川欠は附寄の不^レ及^レ沙汰^レ候。勿論土手内に有^レ之、船頭給村本田畑は繩請之場にて水帳に引合せ相違無^レ之、土手外川通に有^レ之、見取場へ新田畑は高外にて川欠附地と相見え候、依て新笈村地先を限り、川向に在^レ之新田畑壹町九反八畝歩余、芝地四反畝歩都合貳町四反歩余の地面別紙帳面に記し新笈村本田畑川欠貳町八反歩余之内立満^レ飛地^レ積り、今般吟味之上相渡之候。

仍て為^レ後証^レ各加^レ印形^レ双方^レ書下し撰置条永く不^レ可^レ違矣者也。

享保十三年申十二月廿一日

稲 下野印
久 大和印
寛 播磨
御用方無^レ加印
駒 肥後
御用方無^レ加印
諏 美濃印
大 越前印
小 信濃印
土 丹後印

井 河内印

新笈村川欠については正徳年中から陳情御見方と願ひ、漸く享保十三申年(一七二八年)に至って裁許を得て一宮川々添え飛地として新笈村の所有となった。新笈村の言う川欠二町八反歩余は二町四反歩余が認められた。今迄は川を境に境界を決めたが洪水の時の水勢に依って新笈村側の土手が削られ、船頭給村の附地となったが、その場所は年貢を納められる土地ではなかった。恐らく船頭給村は慶長六年(一六〇一年)の本多中務の御検地後、延宝七年(一六七九年)の繩請けで川端の方は未墾の土地が多く本田畑ではなく、後の新田畑で検地が行われたと思う。

新開砂畑徒黨の事 幕府は享保二十年(一七三五年)、安永五年(一七七六年)、嘉永七年(一八五四年)に新田開発を命じている。九十九里海岸は、年々隆起し、砂浜が伸びると共に浜芝地ができ、地曳網が盛んとなるにつれて浜芝地の利用も増大した。浜芝地前面の白砂地は、塩場ばかりでなく、漁舟引揚場、水鯛堆積場として利用され、浜芝地は地曳網干場、干鯛、メ粕立場であり、地曳網漁業者にとっては重要な場所であった。浜芝地は地曳網干場として、網一乗につき、幅百間を必要とし、豊漁時になると、広い浜芝地も不足するほどであった。元禄以降、地曳網が盛んになるに従い、浜付村の村民はこの浜芝地を開発して畑地にしようとは考えず、全く地曳網漁業用益地としてのみ考えるようになった。享保二十年卯の高入れの場合は、どの浜付村も文句なく高請して開発した。しかし、安永五年午の高入れには事情もよほど変わり、ここを開発すれば地曳

網漁業に差支える所が多かった。殊に浜芝地は入会地であったから、内陸村から入り込んで出稼小屋が多く、これらが領主に開発願を出し、新田を開いて独立するものもあった。小関村や真亀村は、浜芝地を開発して小関新田、真亀新田を開いて浜稼が困難となつて難渋するようになった。(千葉県農地制度史上巻)一松郷はこの浜芝地開発に反対し、百姓一揆を起している。安永元年(一七七二年)、一松郷船頭給村の袴摺浦名主縫殿之介は、本興寺の鐘を打つて御料、私料の百姓五百十二人を集め、連判して奉行所へ強訴した。その結果縫殿之介は死罪欠所となり、浜芝地開発は強行された。この事件は、近隣における前代未聞の騒動で、近隣郷迄も相誘う様子であったので、百姓達は片時も安心出来なかった。それだけに浜芝地は、地曳網漁業にとっても重要な場所であった。当時の状況をみるに、(米倉文書)

乍^{それ}恐^{おそ}以書付奉^ま願上^の候。

上総国一松郷私共御訴え奉り候。一松郷の内、神尾若狭守様御知行所船頭給村百姓縫殿之助儀、如何なる所存に御座候哉、去る十月十五日一松郷中御領私領の百姓大勢相催し、当村、本興寺堂内へ踏込み何様の訳に御座候哉、急ぎ一統連判仕り候。其節本興寺儀は病氣にて打臥罷在候。依つて寺中僧一阿^{あま}輩罷在候処、驚入早速私共方へ告来申候に付、私共罷越候処、大勢の者共連判相済立退候。右の始末本興寺より取置き早速御注進可^し申候得共、村方の様子能く見届け訴へ申奉る可^く差控え罷在り候。此段騒か敷罷成り右一列連判に相成り、漏候者一家親類迄も出入^{でい}決て不^し仕

別て村方名主組頭へ年始礼格別十二月十五日より音信不通に罷成

り、病人等有^レ之候ても一切通路致さず、万事騒か敷ていに相見え、何様の儀出来仕るも難^{はかり}計^た候上、昼夜共右の大勢馳集り連判洩置候者共は家根をも相探し、人を殺害可^し仕^し相聞へ候に付、男女共昼夜に不^レ限何所へも何方へも罷出候儀相成らず、勿論貸借の儀も何事に不^レ依^レ蔽^レ重差留の近々押込相破候様は以ての外の騒動に候えば、惣代を以て、奉御訴候。別て近隣郷迄も相誘候様に相聞候に付片時も安心不^レ仕候。右様儀前代未聞の騒動に御座候。委細は御尋ねの上可^し申上^の候。

安永六百年正月

上総国長柄郡一松郷

願人惣代

城之内村名主 重右衛門

新地村名主 弥惣右衛門

中里村名主 太兵衛

御役所

(米倉文書)

この訴願に対して早速取締のため御手代齊藤要吉、大山彌四郎兩人がお越になつて取調べたが、我儘申すばかりで是非なく引き別れ、更に酉二月三日飯塚伊兵衛役所で取調べを受け、翌四日桑原能登守御役所で、縫之助直ちに入牢被^レ仰、それより内匠儀は宿替赤坂の崎玉屋に御預けの後七日入牢、その他徒黨の者吟味の上二月廿日迄に内定、十月十九日御吟味の上御裁許仰付られ、次の判決があつた。(長生村史)

差上申一札之事

上総国長柄郡一松郷御領私領の百姓共、大勢申し合せ、郷内本興寺へ相集まり願ひの筋申し合せ、徒黨の仕業、農業の差障りに相成旨飯塚伊兵衛より差出しと相成り、御吟味の上左の通り御渡候。

一、船頭給村縫之助殿、村地先新開場所の地割兼浜稼等、役人所有不^レ宜に付き、發起致し惣代頼証文拵え本興寺又居宅にて連判致し百姓共大勢同意致され候より、農業、漁業共に差障に成る始末に及び候段、徒黨の頭相成り不届に付き死罪を仰付候事。

一、中島村内匠儀、村内地先新開地割並浜稼の儀に付、村役人共相計らい、不^レ宜の旨引請け縫之助發起いたし、本興寺又は居宅にて連判致し徒黨を組み候段、江戸表より罷り右の願ひに同意致し村方百姓共相計らい候始末不届に付、遠島仰付候事。

一、畑中村清蔵村内地先新開地割並浜稼の儀村役人共相計らい不^レ宜由、品々願ひを船頭給村縫之助一同にて本興寺へ罷越し、百姓共同意せしめ、印形相付果候節、徒黨の始末遠島相仰付候事。

一、新笈村重蔵、久手村源右衛門、高塚村千次郎儀、船頭給村縫之助発起の願に加わり、徒黨の始末不届に付き、田畑御取上、所拂仰付候事。

一、中嶋村、久手村、前里村、貝塚村、新地村、高塚村、新笈村、畑中村、城之内村、新屋敷村、驚大村、驚北村、船頭給村、中里村、兵庫内村、初崎村、蟹道村、太坪村五百十二人の儀、

村内地主先開地割、並塩稼之儀、名主取計らい不_レ宜に付き、惣代引請て相願旨、船頭給村縫之助発起に同意致し、惣代の者共相願い証文に連判致し、一同の願いに加わり、不届に付、村高に_レ応じ過料錢之十二_メ仰付候。

一、中里村甚兵衛、新開地割並に浜高の儀に付、品々_ノ願を縫之助同意致し力及申候一同に加わり不届に付き過料錢十一文仰付候事。

一、中里村権兵衛、茂兵衛、船頭給村五郎左衛門、前里村清兵衛、鷲北野村甚兵衛、鷲大村彦右衛門品々_ノ願を、縫之助企て、百姓共同意致し、力に及び申し、一同に加わり罷在候不届に付き一人前過料錢一_メ文宛仰付候事。

右之外御構無_レ之御座候旨仰渡候。曩の過料錢之儀伊兵衛、半左衛門様御役所_ニ相納め、若し違背に及び候えは重科御仰付候。恐入仍_レて証文如_レ件。

一松郷之百姓ども徒党致すの節、徒党に不_レ加者ども左の通り取仰付候以上。

一、入山津村武左衛門儀、小前百姓心得違可_レ仕様とも可_レ相成_レ之処、出精致し一人も徒黨に_レ加らず候に付、御褒美並銀十枚取_下される旨取仰渡候。

一、右村組頭喜兵衛儀、同定に致し、出精候に付、御褒美並銀三枚取_下される旨取仰渡候。

一、溝代村太郎左衛門宮筋より利解を申聞かせ百姓ども_レ振り無く出精仕候に付御褒美並に銀五枚取_下される旨取仰渡候事。

削_つて北から南へ流れ、片貝附近で両方の流れが落ちるので川口も自然南部においては北へ移動し、北部においては南へ移動する。房総の沿岸は、まず内湾が漁村化し、ついで外房の磯浜が漁村化し、更に九十九里浜の砂浜が漁村化した。九十九里浦の漁村化は、江戸初期に始まり、鰯漁業の発達は紀州、和泉の上方漁師の房総沿岸への出稼ぎの定着や、岡聚落からの進出、領主の地曳網漁法の指導、幕府の保護政策、江戸干鰯問屋の資本投下による、明治十六年の千葉県編「房総水産日誌」によると、九十九里浦地曳網の起源は、四百年前弘治元年（一五五五年）に、紀州の人西宮久助が、九十九里浦南白亀浦に漂着して刺金村長島丹後に寄寓し、本国熊野で使用している網に倣い、曳網をつくったといひ、九十九里浦作田村の「作田家祖先傳來記」の中に、

「古くはかぐらさん地曳といひ、田畑肥料取りのために数人で行ったから百姓肥取地曳ともいひ」とある。（千葉県農地制度史上巻）

明和八年（一七七一年）関東鰯網由来記によれば、「紀州、泉州（和泉）之漁人下りて浦々に居住し、漁業する所の入手網、元禄年中の頃迄船にて紀州へ上下せしかど小船にて遠路危ければ元禄の頃より、いつとなく居浦に漁船囲い置き、陸路の往来とは成にける。又上総国九十九里浜之内一宮といえる浦に片岡源左衛門という人、三大力という船を造り、始めて漁業を始めた。是れ九十九里浦にて地曳網の始なり。」

江戸の初期に始まった地曳網も、宝永、元禄の頃には最盛期に入

一、原村名主五郎左衛門儀村々より徒黨に加わり可_レ申旨告来り百姓ども一人も徒黨に_レ加らず出精仕候に付御褒美として銀十枚取_下旨取仰渡候事。（以下略）

安永六四年十月十九日

村役人印

御代官 飯塚伊兵衛様

御奉行 栗原能登守様

以上のように郷内の大事件であり、その判決も厳しかった。それだけに幕府の新開発に対する態度も強硬であった。

（註） 嘉永五年（一八五二年）一宮本郷浜芝地の儀、御林より東浪見境迄之内武士溜陣小屋等御用也、御差除、残地所四十二名御人数見隠れ場並御田地風除等に相成り候様、松木権木何によらず植込み、樹葉勝手次第に伐取り樹木生茂候様、致すべき旨仰付候付き、曩の絵図の通り名主年寄八人の者に割渡し引残分四十二名之割付候様仕度、村役取締百姓代一同相談の納得の上申分無_レ御座候、依_つて一同連印仕り、奉_レ差上候。

嘉永五年六月

御領分

一宮本郷村

惣坪 十一万四千坪

名主 新右衛門

但凡 三十八町歩

同 彦兵衛

三万七千八百坪浦地先

同 和 三郎

残る

年寄 貞 造

七万六千二百坪

同 金 兵衛

此坪地に松木を始め

同 吉 兵衛

諸木植込也。

同 九 兵衛

地曳網漁業の盛衰

九十九里浦は、磯浜と砂浜に分れ、遠浅で

陸棚をなし、近海を黒潮が通っているので、漁族は豊富である。潮流も、南は太東岬の海崖を削_つて南から北へ、北は屏風岬の海崖を

り、上方漁師など、毎年五月から十月迄漁期を定めて鰯漁のために出稼ぎに来たが、地元豪農の地曳網を行うものが増加し、出稼漁師も定着するようになり、享保以後には跡を断った。船頭給村、新地村には塩場がなく、新地村は中島村から、船頭給村大坪村から四郎兵衛持浦之内三十二尋を三両一分で買ひ、地曳網の鑑札を頂戴して繰業している。一松郷は、慶長五年（一六〇〇年）本多中務太輔が、関ヶ原御陣の際長百姓十八人に大喜城の城番をいっつけ、帰陣後慶長六五年御領分一統を檢地し、その時、城番を勤めた長百姓に褒美として塩浜二千三百間下され、子々孫々まで相続立つようと袴摺浦名主まで下された。この袴摺浦名主は前述の通り塩浜稼、地曳網、海上海中における一切を支配し、一宮本郷、東浪見村の名主とは性格を異にし、特種な権利を持っていた。これら浦名主は小前百姓を使役して新田開発に、塩浜稼ぎに益々豪農となり、地曳網も行いうようになった。幕府は、鰯漁業振興のために資本を貸し、関東取締出役を設けて鰯漁業労働者を取締った。寛永九年（一六三二年）老中青山下野守は、房総合せて鰯網千三百四十張の鰯網職に、十四万八千両を貸し下げ、鰯漁業の発達をはかっている。幕府が鰯漁業を保護した理由は、

一、浜付村の砂地の田畑は、地曳網漁業の助力があつて始めて領主の期待する年貢を納める事ができる。

二、干鰯、メ粕は重要な農耕肥料で、房総沿岸の農村ばかりでなく、東海道諸国の水田、畿内、中国地方の木綿、阿波の藍業、紀州の蜜柑等農作物の収獲に大きい効果があつた。

地曳網は網一帖につき千両を要するから、千両株とも云われ、網元の多くは江戸、浦賀の干鯛問屋から資金の融資を受けていた。当時の網元は自己資本であり、小地曳網一帖につき水主四〇人〜五〇人を要し、大地曳網一帖については六〇人〜七〇人を要したと言われる。それらの水主に対して、網元は田畑一反歩乃至二反を無償で耕作させていたので、豪農でなければ地曳網漁業は出来なかった。九十九里浦鯛漁業は、盛んな時は、漁村維持法の中に、「諸国の漁事九十九里の地曳に如くものなし」と賞讃されている。寛政の頃の地曳網の分布は、東浪見村に七帖、一宮本郷村に四帖、一松郷に十八帖、牛込浜宿、四天木、今泉、真亀の村々合せて三十帖と記されている。文政十年（一八二七年）佐藤信淵の経済要録の中に、「南総東浪見村の太東崎より北総銚子港の犬吠岬まで漁業で口を糊する者四万戸、網主三百余家に及び、その他繩舟を業とする者数百家あり」とある。如何に地曳網が盛んであったかがわかる。網主は、殆んど岡聚落に住居を持って海岸に出張所を持っていた。海岸には上納屋と下納屋があり、上納屋は網主の地曳の指揮監督するところで、下納屋は沖合、賄、中乗音人、水主、炊、鳶野郎の起居する場所である。漁油干鯛製造納屋は、炊釜二個ある者を大納屋、一個あるものを小納屋といった。小前百姓出稼小屋は浜付村の百姓ばかりでなく、隣の内陸の村々の百姓達が干鯛、メ粕を毎年貯蔵して仮住いするものがあり、地曳網の発達と新田の開発によって納屋聚落を形成するようになった。東浪見村、一宮本郷村、船頭給村、新地村においては、納屋名はあったが、実際に、聚落が出来たのは、

一宮海水浴場が出来て岡聚落から移動してからである。北部の幸治、中里、古所、四天木、片貝の各村では、すでに江戸中期以後に納屋聚落を形成している。安政年間船頭給新田は無民戸であり、海岸には納屋守りがいるくらいであった。地曳網漁業をみると、延宝、天和の頃は網数も相当増し、藁網を用い、水主も人数は二〜三人から大きいのは三十人乗組みのものもあり、半年を一職として、漁獲売高二百両くらいで経営していた。享保、元文の頃になると、漁業は益々盛んになり、網も苧麻の網を用い、網の間数も長く、半年五百両くらいの大漁がみられた。この頃は、干鯛にして諸国へ輸出した。宝暦の末から明和、安永の頃に不漁が続ぎ、約六十年間の不漁に悩んだ。この時網数も半減し、幕府は、寛政二年（一七九〇年）地曳網保護の触書を出した。

- 1 地曳網に用いる苧麻は下値に売る事。
- 2 水主の資金、沖合の給金は理由なく引上げない事。
- 3 潰れた網を取立てるため金子を貸し渡す事。

このような保護政策で、また追々網数は増加し、網主の身分も名主上席におかれた。文化、文政の頃、地曳網は益々盛んになり、網布数も六反服と唱え、長さ五十五尋になった。網主は不漁時に水主の生活を救助したので、網主と水主の関係は恩義によって結ばれ、平日は農耕する有様であった。この頃は大地曳で水主六〇人〜七〇人、小地曳で四〇人〜五〇人乗組の規模を持っていた。網も四契の手網から六契のものになり、これが永く使われ、現在の地曳網よりはるかに大規模のものとなった。「板子一枚下は地獄の沙汰」とい

われるように危険な仕事であり、良い場所に網を張るには良い沖合が必要であり、海岸では屢々乱斗が行われた。そのために船中に槍、長刀、竹槍を積込むようになり、また盗鯛が公然と行われたので、関東取締役出役を願ひ出ている。幕府は文政十一年以来、「八州廻り」という関東取締出役二十一人を、郡代、代官につけて警察の任に当らせていた。地曳網漁業には網主、沖合、賄の三役があり、網主は優秀な沖合をかかえ、すぐれた経験によって漁獲高を挙げられるので、よい水主と共に優遇された。船頭村では、優秀な沖合と田地二町歩を交換している。また海岸争論については、嘉永四亥年（一八五一年）に一宮本郷新笈村の網主と、船頭給網主が網張立方で城下磯辺で争論に及び、不慮の災難で怪我をし、船頭給網主が、私戸水主六郎兵衛に療養手当九十両を支払っている。関東取締役が嚴重で、内済示談にしている。

「此度に至り、万々一病人身分の儀にて何様変事が起り候う共網主は勿論、御同人抱水主一同に対し締置向様等更に無之御座候。此の一件に付き、猥りに難題申す者共えは加印一同引受け、少しも迷惑相掛申間敷く、後日の為に加印一札差上申候」

これには当人は勿論、親類、組合惣代、網主惣代、扱人が入って綿密に話し合い、生活保証の問題で九十両（現在一五〇万円位）は相当高額であった。天保の頃は地曳網漁業の最盛時で漁獲も多かった。明治二年（一八六九年）の記録によると、東浪見村原網では、三日間に二千六百両、一宮本郷村倉田網では三日間に二千四百両と浜大漁であり、まさに一攫千金であった。また漁師は神仏の信仰が

厚く、大漁の時は早速氏神へ神参に行く風習があった。文政五年午年（一八二二年）南宮神社の記録には、

「此度海上安全、漁業繁昌之御祈り満願に付き、九十九里浦御網主中様え、御祓札差上申候間、目出度く御受納取り下され候。右の御名前帳に記し御神前に陶置、朝夕舟誠を抽で御祈相勤めべく候以上」

宮原村大宮南宮両社神主

白鳥齊宮

文政五年午年九月

御役人中様

浦々御網主中様

当時最盛時であった地曳網の網主と御名前帳から拾ってみると、

東浪見村

長九郎 新熊網、原網、新網

善右衛門 網

新五右衛門 新出来網

道七 釣網

惣次左衛門 大村網

彦十 岩切網

一宮本郷村

片岡藤右衛門

片岡市右衛門 一帖網

片岡太吉 一帖網
 秦彦兵衛 一帖網
 秦彦兵衛 一帖網
 渡辺六左衛門 一帖網
 片岡源右衛門 網一帖
 中村三左衛門 網一帖
 船頭給村

木島条之助 網一帖
 田中治郎兵衛 網一帖
 鬼島彌惣右衛門 組合
 木島条之助 網一帖

文政年間には東浪見村に八帖、一宮本郷村に五帖、船頭給村に二帖、新地村には二帖あり、東浪見村の網は一帖網に比べて規模が小さかったが、一宮海岸地先で二十二帖もあり、その盛んな事が想像される。天保の頃の豊漁は、天保四己年（一八三三年）の大風で凶作となり、米価は暴騰し、更に天保八年（一八三七）には米価の高騰が激しく、飢饉に遭う所、九十九里浦では、その患もなかつたと云う。下つて嘉永、安政の頃は、幕府の世話も行届かず地曳網も衰微し、漁獲も少く、網数も減り、網元の倒産するものが多かつた。また海岸浦へは色々な漁船が入り、鰯売買も賑やかであつたが、種々の問題を起している。享保年間には房州の八手網が一松浦へ入り、一松浦も、一宮本郷も相対で買取つていたが、湊口が一松への塩場の内にあつたため、八手網主の勝手に行かず、一松村商人ばかりが買取つて商売をしており、一宮本郷村は家業が無く非常に迷惑をした、と記録されている。その濟口証文を見ると、

一宮本郷村の者ども只今迄水鰯入会に買取候と申す証拠并一ツ松村にも一宮本郷村は前々より入会に買來らず候と申す証拠も之なく、御尋ねに相成候処、一の宮本郷村証拠はこれ無く候得共、前々より買取候段、無相違旨申立、一松村は同領新笈村之者、此度一の宮本郷村と一同に願出べき処、其の儀もなく願出です段只今迄入会に買來らず証拠の由申上げには、新笈村の者共召出し御吟味相成候処、水鰯船引候節はかけつけ次第に新笈村も以前は調い候得共、小村にて近年困窮に及び候故調申さず由、口書差上候。其上近国浦々迄も御吟味取極候処、八手網水鰯一村ばかりにて調候事にては無之、網主勝手次第直段量方他村之者えも致売買一候旨、相州三浦郡走水村浦、郷村長浦村、横須賀村名主、組頭証文差出候得共、一松村申分難相立候。仍て仰渡候者以来水鰯之儀、一宮本郷村一松村入会に売買致すべき旨取仰渡、双方奉畏候。若此儀に付重ねて出入り間敷儀仕候はば、何分之御料にも取仰付べき候。為後日仍如件。

享保十七年十月四日
 加納遠江守知行所

上総国長柄郡一之宮本郷村
 訴訟人 名主 三左衛門
 同 源左衛門
 同 角右衛門

同 文右衛門
 同 源右衛門
 同 惣百姓代
 原新六郎御代官所
 荻原源八郎御代官所
 長上総国長柄郡一松村
 相手 名主 内 匠
 同 市郎兵衛
 同 新左衛門

以上の通りだが、享保の頃は豊漁で、房州の八手網がほとんど一松浦入会に船を着け、売買されている。その場合は一松村浦方だけでなく、一松本郷村、新笈村も一松村と同様に入会で売買されるように取極め独占売買を禁じている。

農民の生活 天正の頃敗戦武將やその家臣は、高台で雑草の繁茂する場所、水利のよい場所を見つけて隠遁帰農し、その土地の開墾地主となった。荒地を開墾して肥沃な田畑にするには、容易な労働力でなかつた。それらの土地は文禄、慶長の繩入として本田畑として検地帳に登載された。村落形態もこの頃出来たと思われる。江戸初期においては、封建制度が農村に基づいて成立する以上、天領、私領の区別なく政治上の単位は村であり、幕府や大名旗本の財政が年貢の収入によるものであるから、貢租は村に対して割り付けられ、年貢を完納させるために種々の制度を設けて制限を加えている。本多佐渡守正信が將軍秀忠に与えた教訓書の中に、

百姓は天下の根本也。是を治むるに法あり。先づ一人一人の田地の境目をよく立てて、扱て一年の入用の食物を積らせ、其の余を年貢に納むべし。百姓は財の余らぬ様に、不足なき様に治むる事道なり。胡麻の油と百姓は絞れば絞る程出るものなり。

と農民対策が如実に語られている。また將軍家光は慶安二年（一六四九年）の御觸書で、「百姓は分別も無く、何の考えもなきものに候」と述べ、「年貢さえすまじ候えば百姓程心易きものは無し」といっている。豊臣秀吉は、天正十六年（一五八八年）刀狩りを行つて兵農を分離し、封建制度の確立のために土地割換制度をやつている。この制度は、農民に平均的耕作権を与えるところから一村の耕地を村民の共同管理とし、貢租も定免制貢納義務の村落連帯となり、貢租負担を平均にして不納や未進の百姓を防ぎ、貢租の円滑を図るためには、一村の土地を共同で管理して各人に一定の石高の持分によつて貢租を納入させた。村は行政上の自治体であり、名主、組頭、百姓代、所謂村三役が村の行政を執行した。村は村として出入りなどの訴訟行為をなす能力を持ち、他村との協約を結び、村の財産を所有し、村の名義において貸借売買する能力を持っていた。村の所有地は村民の共同利用地であり、現在草刈場、入会地砂取場としてその形を残している。農民には年貢上納や、共同作業や、その他の諸役が非常な負担であつた。年貢についても領主代官所から割付目録が来ると村三役で割付け、割付方も定免制と検見制があり、殆んど定免制で割付けられた。殊に不毛地や水損地を耕作している小前百姓は、定免制による年貢皆済は困難であり、時々村民の

援助を仰ぎ村全体に迷惑をかけなければならなかった。年貢上納も普通は五公五民であり、時には六公四民となり、甚しい時は七公三民にまでなった。五公五民（検地帳記載の収穫予想高の五割が年貢で五割が自分のもの）、また農民統制に五人組制度を強化した。秀吉は慶長二年（一五九七年）百姓の間に五人組の制度を設けて悪逆者の出現を防止させ、徳川家光は寛永十四年（一六三七年）に五人組の制度を勵行し、浪人の取締り、切利支丹宗徒の取締り、生活上の相互扶助、年貢の共同納入の任務まで強化した。また船頭給村の文政十一年（一八一四年）の五人組改帳には、切利支丹宗の禁止、離村転住の制限、年貢納入の奨励、喧嘩、飲酒、博奕、竹木伐採の禁と詳細に規定している。何といつても武士の生活を支える年貢皆済が農民に取っては大きな負担であり、農民の窮乏にたいする百姓一揆も起った。正徳五年（一七一一年）房州北条村の万石騒動は、領主屋代忠至の家臣河井藤左衛門の苛酷な検見にたいする反抗運動であり、その結果は屋代氏は所領没収、河井氏は死罪に終った。その他農民統制は、農民の転住を禁止している。寛永二十年八月（一六四三年）郷村御触書には、

耕作無沙汰に任り、其処一村の厄介に成り候様に任り候間、狼に他所へ罷出で百姓の有るにおいては急度曲事に申すべく申付べく事、行方知らざる者に一泊の宿をかしてはならぬ。男女によらず一ヶ年の奉公に出る者は必ず組頭に届け出る事とある。

また土地の永代売買を禁じている。

一、永四百十六文五分 右者字権ヶ沢より新笈村境に至る同村東側より浜松林下迄川内岸通芳銭見分之上書面の通り年限をもつて相極め候条請負人より取立可ニ申納ニ者也

岩堀市兵衛

年貢は一切米で上納され、寛政十一末年、芳銭は葦銭の事であり葦の税金までとつたのである。農民の食事は三度とも雑穀で、米食は、正月、五節句、盆、神事の時だけで一年間を通じて三十日も足りないのである。このように商品化出来る作物の少ない農業経営では、鉄製の農機具を購入しなければならなかった。肥料は金肥を使用出来ず自給肥料が大部分を占めて来る。棉作、蜜柑、藍葉、煙草、砂糖等の作物には金肥が使用されるが、主穀には刈敷、厩肥の自給肥料に依存しなければならなかった。金肥といつても干鰯、メ粕位で、耕作面積の大きい農家は有畜農業でなければ困難であった。嘉永七年（一八五四年）の船頭給村の宗門人別帳を見ても戸数四十七軒で馬十八頭では四割にも満たない。又田植えの月の忙さは今日と比較にならなかつた。小前百姓は名主宅の田植えの手伝い、田植えの準備、鋤によって耕起し、代掻によって碎上し、刈敷刈といつて肥料用の柴、草の採取作業が今日より余計にある。刈敷刈は村毎に一定の慣行があり、採草日は限られている。田植も季節的に限られているし、水田一反歩に平均三百メの刈敷が必要である。これと水に「柴拵」げをし、ふませて生柴、草を田に踏込み、平にして田植えが行われるので、田植えの月は猫の手も借りた忙しさであった。

「田島永代御停止の儀は、家康公御治世の節より御掟といえり。その訳は金銀多分に持たる浪人、又百姓、町人に限らず、金銀等にまかせて買取候はば一村一郡をも買取るべし。然る時は権勢強くして上を恐れず、一揆を起すべし、国郡騒動の種となる」（地方落穂集）

更にまた、土地の処分をも制限している。將軍家綱の寛文十三年六月（一六七三年）の御觸書には、こうある。

「名主、百姓名田畑持候大積、名主二十石以上、百姓十石以上夫れより内持候ものは石高狼に分申間敷旨仰せ渡され、畏れ奉候。若相背候はば何様の曲事にも仰付らるべき事。」

名主は二十石以上、百姓は十石以上田畑を所有するものでなければ兄弟、子供等に土地を分配する事は出来なかつた。百姓は農村に括りつけられ身動き出来ぬように束縛された。慶長二年（一六四九年）の御觸書をもみても、百姓は「朝起きを致し、朝草を刈り、昼は田畑耕作にかかり、晩には繩をない、俵を編み、酒、茶、煙草はのまぬ事。」「木綿の着物を着ること」「冠婚葬祭は内輪にやり葬式の会葬者の人数も制限」している。毎日の労働に生活のゆとりなど見られなかつた。更に土地利用に制限を加え、煙草菜種の栽培を禁じている。寛永二十年（一六四三年）の御仕置の書付に、「五穀の費に成り候間、たばこの儀当年より本田畑に一切作間敷候。」

また芳銭と言つて一宮本郷においては永四百十六文五分を納めている。

芳銭納之事 当未年より亥年迄

浜付村では地曳網漁業がおこつてから生活も楽になり反収も多くなつた。然し消費生活が多く「宵越の金が持てない」といわれる位無駄遣が多く博奕、間引という弊風が海岸一帯をおおつていた。子供は多く、生活が苦しいので間引せざるを得なかつた。地曳網も一番笛が鳴ると、年寄、子供を置いて海岸に出るので海は大賑いであり、天保九戌年（一八三八年）東浪見村明細帳には村方農業の間男は猟業、女は着用木綿、夏は男女共塩浜稼をした。当時浜付村一帯に共同風呂があり、江戸末期に風紀が紊乱する嫌で閉鎖されている。

農村経済に就いては一宮本郷には元禄の頃商店が出来て市日が設定されている。元禄の文書に依ると、月三回、五日、一五日、二十五日に市が開かれ、明暦三年（一六五七年）脇坂淡路守御検地の砌り、月六回開かれている。一日、五日、一〇日、一五日、二十日、二五日近隣の村々から農作物を持って販売していたと思われる。文化、文政の頃佐藤信淵、大原幽学も本郷に来ており農業、漁業の指導から頼母子講という無尽もやっている。一宮本郷も房州からの江戸街道の宿場であり、年貢の上納、神社仏閣への参詣、奉行所への往来に賑つた。交通機関は馬、駕籠、徒歩であり伝馬制もあつたが非常に不便であつた。江戸末期の飛脚便をみると、神尾五郎三郎内、柴田幸太夫、先触に代官の出張について、（田中文書）

一、山駕籠人足 二人

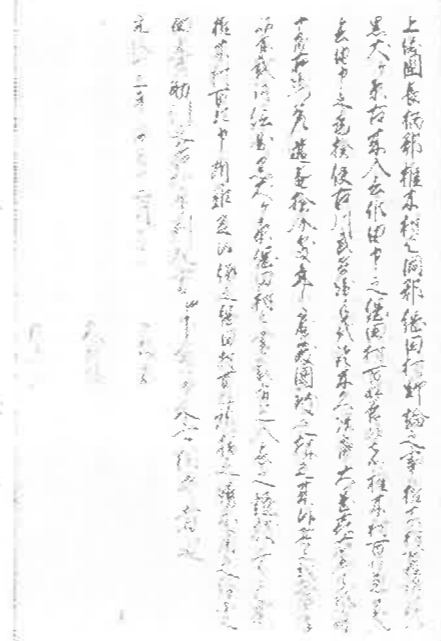
一、当掛物人足 一人

右者明後十三日明け六時江戸屋敷出立、上総国一ツ松船頭給村迄罷越候間、書面の人足、宿々無差支ニ差出候十二月十一日柴田幸

大夫。とあり道筋は、行徳―船橋―馬加(幕張)―検見川―寒川―曾我野―浜野村―閨井戸―六地藏―高師―船頭給村となり此れが江戸街道の一つである。こちらから江戸に行くには船橋泊りで江戸に入っている。年貢米はこの街道を寒川浦まで馬で運搬し、それから江戸まで船でその運賃は一分一厘である。

往来一札の例は、

往来一札之事(海老根文書)
土方出雲守知行所、上総国宮原村百姓庄右衛門母代々天台宗にて当山檀中に候処、今般堂参詣に罷出候間、国々御関所無相違ニ御通し取下し候。若此もの行春候か、又は病氣等にて難儀仕候節は以ニ御慈悲、一夜の宿願入候。是れ万一行先にて致三病死一候者は御憐憫を以て御安置取り下され候べき、後日のために



元禄13年網田椎木野論争古文書(網田部落所有)

往来一札依て如件。
文政十三年寅三月
国々
御関所御役人衆中
村々宿々
御役人衆中

関所通行は嚴重であった。

農民の生活は労働に明け労働に暮れる生活で田畑耕作のために水利争論、秣場争論、塩場争論という出入が各村に見られた。そして年貢皆済が農民として最大の責務であった。村の色々な行事は備社で決められたが、封建社会においても形式的には民主的に行われている。

船頭給村が御料、私料御分郷の時を見ても容易に決らず、最後に「高持身元相應の者、夫々に振分け、小前組合相立候」と相談している。

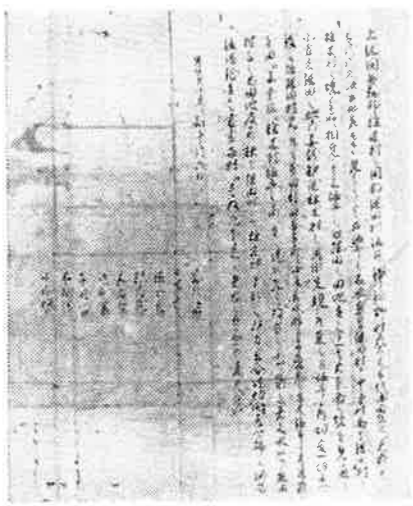
- 乍レ恐以ニ書付、奉ニ願上ニ候、(田中文書)上総国長柄郡船頭給村御私領分
- 名主 治郎兵衛、組頭太郎左衛門、百姓代五郎左衛門、百姓代甚右衛門
- 百姓清右衛門、八右衛門、次郎左衛門、治郎右衛門、清八、平兵衛、彦右衛門、三郎右衛門、七十、吉兵衛、彦三郎、清左衛門、庄右衛門、久右衛門、伝左衛門、甚十郎、治兵衛、六郎左衛門、市兵衛、四郎左衛門、

- 助右衛門、庄兵衛、新左衛門、源右衛門、三郎兵衛、六郎兵衛、市右衛門、与左衛門、八郎兵衛、市右衛門、茂兵衛、新右衛門、小右衛門、久左衛門、十兵衛、紋四郎、源太、茂平治、与惣左衛門、惣兵衛、甚左衛門、六郎右衛門

メ四十八軒 寺一ヶ寺
御料分

- 三郎左衛門、七郎兵衛、甚兵衛、利兵衛、平右衛門、久米之助、五右衛門、市郎右衛門、五郎右衛門、与惣兵衛、八郎右衛門、八左衛門、半次郎、メ十三軒

右者私共村方、是迄御料所にて当代官所御座候処、今般御私領、御分郷に相成り、民家御割付を仰付候に付、承知奉畏候。小前不レ残相集り、言寄分等の儀、及ニ相談一候処、皆御料所之儀在レ之、



延宝4年網田椎木村溜井論争古文書

殊に旧家草創の者並びに水呑百姓其の外当時相統難渋の分も在レ之、以て相談不行届にて申上候に付、然る上は高持身元相

応の者、夫々振分け小前組合相立候、然るべき旨御理解の趣、奉ニ承知、村中一統評議の上相談相整い、永統の村と為す等申合せ、納得の上書面の通り振分け一人たりとも、聊かの申分なく御座候間、何卒以ニ御慈悲一書面の通り御分利に相成の趣、御取調べの程偏へに奉ニ願上ニ候 以上

文政十一年五月
森覚蔵様 村役人
御役所

御私領四十八軒は渡辺半左衛門知行所となり、御料所十三軒は松下長太夫知行所となる。村役人は戸数の多い御私領の役人が御料所を兼帯している。

また農民においては秣場、溜井は米作農業としては欠く事の出来ない問題であり、秣場は肥草の採草地であり牛馬の飼料地である。普通入会地と呼ばれ、村中入会、数村入会、他村入会と区別され、村中入会は一村の惣百姓の共同稼ぎ場であり、数村入会とは自村と二つ以上の他村の共同稼ぎ場である。

上総国長柄郡川嶋村、上市場、小瀧村、川須谷村と同郡一宮本郷秣場争論裁許元禄七年(一六九四年)の条によると、(町有文書)

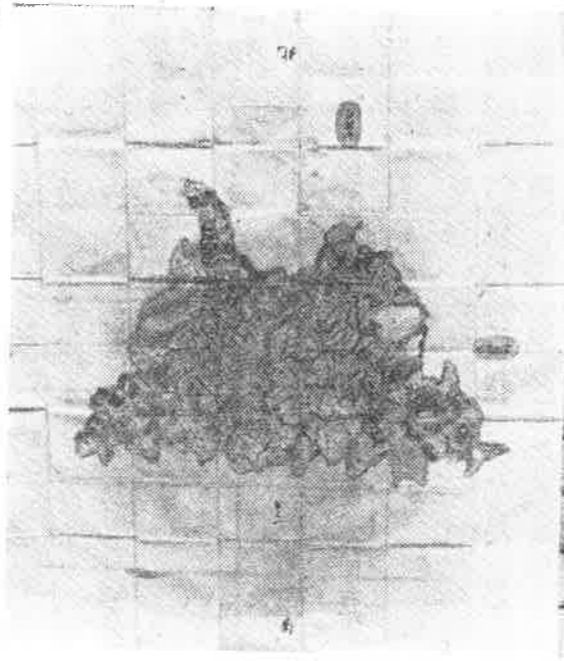
一、川嶋村、上市場村、小瀧村、川須ヶ谷村百姓訴候は、本郷村山之内柏谷之南に本郷村より去年新溜堰致之新規、古道替、道筋嶮致之付、四ヶ村百姓秣取候通路難儀の旨申レ之、本郷村百姓答候は、新溜堰之南に、本郷村田畑有レ之、平生致ニ往来、一圓嶮敷は無レ之、且又本郷村之山之四ヶ村百姓不入米旨申レ之、

長柄郡本郷村他4力村の秣場の論争 (元禄7年の文書と図面)

一、四ヶ村百姓訴えの趣は、今関井戸谷、山峯限之、西方上市場村地元にて、川嶋村、川須谷村、小滝村本郷村百姓入会候旨申之、本郷村百姓答候は、本郷村地元にて上市場村計入会候旨申之、此度本郷村より差出す証文令点檢之、今関井戸谷本郷村地元にて上市場村百姓入会株刈取候と相聞え候、然る上は如前々一本郷村地元にて上市場村可_レ為_二入会_一事。

右場所に就いて不_二分明_一、為_二檢使_一松平清三郎、手代磯村十郎左衛門、作村惣左衛門手代田村十藏差遣わし入会境相定候。仍為_二後証_一絵図裏書双方之下し置候間、不_レ可_二再犯_一者也

元禄七年甲戌十月六日 井三十郎



長柄郡本郷村他4力村の秣場の論争 (元禄7年の文書と図面)

井 三十郎
 稲 伊賀
 松 美濃
 川 摂津
 能 出雲
 本 紀伊
 戸 能登
 松 宍岐

船頭給村では、享保八年(一七二三年)に名主を相手取って秣場争論を起している。

南者船頭給村下より北は入山須村迄芝間御座候。此芝間之儀は一松村中御料私料六拾御座候と右御地頭様え奉_レ願、御下知を以て村高に割地に取仰付候。則ち船頭給村中にて本百姓分五に割り分け、老分は縫之助、残る四ツ分は治郎兵衛、平右衛門、七郎兵衛、長助と割分け、其の一名の分にて分地の者共江割渡し所持仕候。然るに割地の外南之際川押道代共、貳拾間、長さ百間余紛残し秣場仕候処、是も縫之助持分に困入候に付、牛馬飼料も不_二罷成_一難儀仕候得共、数年困窮無_二是非_一只今之通り紛置申候。御慈悲を以て本百姓、分地の百姓之証拠委細御吟味の上奉_二願上_一候。

享保八年卯正月

上総国一松村の内船頭給村
 惣 百姓
 野田三郎左衛門様

秣場は農民の死活問題だが、このような争論は各村々で起している。封建社会における名主の横暴と農民の困窮が伺える。

寛政以降、文化、文政、天保と地曳網漁業は盛んとなり、豊漁続きで、地主は分附百姓を従えて新田開発を行ない、そのかたわら酒造、醤油醸造、質屋を行ない、土地兼併を行ない、益々豪農となり、貧富の差は大きくなり、農民の窮乏も甚だしく嘉永五十年の文書によると、一宮本郷内高手馬持百姓卯兵衛外廿四人の者が持馬がおいおい老馬になり諸役相勤めがい状態であるので、殿様から年六朱の

遂に糺明する処、本郷村之山從先規高に繼、為_二三年貢_一、銀四貫文宛出し来り候。其上四ヶ村百姓本郷村之山え入り、秣取来候証拠無_レ之、古来四ヶ村地内に秣場有り来候。然に在年新林新開致之秣場所不足に付、本郷村之山之可_二入会_一計策を以て、柏谷之道嶮敷致之旨申出候旁以て非分之至也。向後本郷村之山え四ヶ村百姓不_レ可_二入事_一。

一、四ヶ村百姓訴えの趣は、今関井戸谷、山峯限之、西方上市場村地元にて、川嶋村、川須谷村、小滝村本郷村百姓入会候旨申之、本郷村百姓答候は、本郷村地元にて上市場村計入会候旨申之、此度本郷村より差出す証文令点檢之、今関井戸谷本郷村地元にて上市場村百姓入会株刈取候と相聞え候、然る上は如前々一本郷村地元にて上市場村可_レ為_二入会_一事。

右場所に就いて不_二分明_一、為_二檢使_一松平清三郎、手代磯村十郎左衛門、作村惣左衛門手代田村十藏差遣わし入会境相定候。仍為_二後証_一絵図裏書双方之下し置候間、不_レ可_二再犯_一者也

元禄七年甲戌十月六日 井三十郎

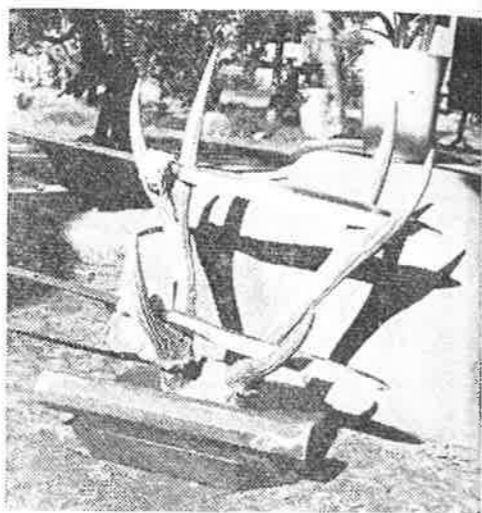
稲 伊賀
 松 美濃
 川 摂津
 能 出雲
 本 紀伊
 戸 能登
 松 宍岐

割合で、お金百弍拾五両を借り、五カ年賦で年々、十二月廿日限に元利取揃えて返納する証文がある。馬は農耕には欠く事の出来ない畜力であるが一頭五両もする馬は農民には容易でなかった。地曳網元の生活は豊かになるばかりで、そこには文人墨客の遊ぶものが多かった。国学者平田篤胤はこの地に来り、「玉禪」はこの頃の作といわれる。狩野保村、弓削鳴岳は篤胤の門下である。農政学者佐藤信淵は寛政の頃一宮藩に招かれ、地曳網振興の指導に当り、北高根村酒井履信(通称赤紋)に居った。天保の頃長部村の大原幽学は数度一宮に来て餅屋治兵衛宅に泊り、風袋造酒、斎藤吉左衛門と深交があり、近村に頼母子講を普及させた。「口まめ草」にその紀行が載っている。漢学者井上金鐵の四天王、太田錦城、亀田鵬斎、朝川善庵、梁川星巖もこの地に来り子弟の指導に当たっている。梁川星巖は詩聖とうたわれ、その門下の遠山遠如は一松郡蟹道の蟹江魚白処は彼の寓居であり、一宮本郷の中村得之、東浪見村の子安白洋、船頭給村の木島来裕はその門下である。吉田天梁は七井土塾を開き一宮からも多くこの塾に学んだ。諸岡文節、田中豊治、酒井玄通はその門下である。玉前神社の祇官田中重則夫婦も塾を開き庶民の教育に当り、片貝の士族大村蕉雨は、東浪見村の大村信嶺と共に書に長じ蕉雨は船頭給村において青松堂塾を開いている。幕府の祐筆戸川播磨守安清は一宮藩主加納久徴侯の依頼により高藤山碑文をかき安清の遺作も散見される。高藤城址の碑文は県下随一といわれ、昭和の初頭一宮城側から現在の場所に移された。狂歌詩人蜀山人も本郷を訪れ、椎ガ沢斎藤吉左衛門宅に宿っている。明治初年小川泰堂また

一宮に來り、笹屋紋田郎に宿っている。彼の紀行文觀海漫録に載せられてゐる。その外の有名な書家画家が多く九十九里浜の網元の家に寓居し、近隣の師弟を指導し当時の農漁民文化の向上に与つて力があり、明治の初年においては長生郡の教育は県下に冠たるものがあった。これは地曳網漁業の繁盛によるもので、一宮本郷だけでなく九十九里浦一帯の傾向であつた。

この頃江戸の大相撲が東浪見村で興行されている。網田村、椎木村が境界の出入りをし、網田村が勝つてその祈禱相撲を行ない、弘化四巳年三月(一八四七年)大関劍山一行百余名が来ており、その興行ピラも緑川文一方に残されている。又安政三年(一八五六年)には船頭給村においては地曳網不漁のため家運挽回のためぼうし台において興行され、百余名の江戸の大相撲が来ている。地曳網不漁による苦惱とその対策に焦慮する姿が眼前に彷彿する。

船頭給村、宮原境の白濁街道の松林に明和五年(一七六八年)五井村の「万吾」と真亀村の「おりへ」の恋物語も、苦むした石塔の下に静かに眠っている。「万吾」は南白亀郷五井村の名主田辺新兵衛の悴で文武に秀でた男で、九十九里界限に名を馳せた俠客であり、「おりへ」は山辺郷真亀村の名主の娘で絶世の才媛であつたといわれる。二人はいつか契り合う仲となつたが、「おりへ」はふとした事で病床に臥する身となり再起が危ぶまれた。その頃新地村に井上元信という外科医があつた。井上氏はもと播州赤穂の城主浅野内匠頭の外科医であつたが、浅野家御家断絶と共に浪々の果、新地村へ定住するようになった名門である。「おりへ」の病氣も元信の献身



刑場で使用されたという槍 (睦沢村田中和雄所有)

るに及び、異進して従五位下近江守を経て、享保十一年諸侯に封ぜられ、一宮城主となり、一万三千石を食んだ。

領地之状

伊勢国三重郡之内四箇村、員辨郡之内八箇村、多気郡之内貳箇村、上総国長柄郡之内十箇村、下総国相馬郡之内六箇村、上野国佐位郡之内五箇村、新田郡之内七箇村、高一万三千石目録本紙 事充

○之○依代々之例領地之状如件。

安政七年三月五日

上総国長柄郡之内十ヶ村は、一宮本郷村、新笈村(以上現一宮町)

市)、水口村、藪塚村、入山津村(以上現長生村)、椎木村(現岬町) 一宮藩は久通、久堅、久周、久慎、久備、久徴、久恒、久宜と八

的な治療により全快した。嘗て契り合つた「万吾」との約束も、中里村名主五左衛門と北高根村名主六郎左衛門の力添えて元信との婚約も整つた。これと知つた「万吾」は悶々の日を送り深く心に期する所があり、婚礼の当日、道中道祖神に待伏せたが、「おりへ」の姿を見なかつたので再び元信邸を襲つた。丁度入浴の処を下女と道連れに袈裟がけに背後から切り殺し、己れは新地村の墓場で「田辺万吾男でござる」と叫んで割腹した。検使の役人があらためたところ、辞世の句を残し、割腹の仕方が実に礼法にかなない惜しい男を失つたと慨嘆したといひ伝えられている。その後寛政二年(一七九〇年)船頭給村で悪霊を払うため供養碑を建立し、その霊を慰めた。「万吾」と「おりへ」の清い恋は数え歌に歌われ、縁日等には三味線に合わせて歌われ、その歌詞もよく売れたといわれる。今なお春秋の彼岸には誰れが手向けるのか香華に煙っている。

一宮藩内には野中地先に刑場があつた。最後の処刑は明治五年本郷内「のぶ女」の尊属殺しによる磔刑であつたという。すでに明治維新になり文明開化とともに処刑されずに済んだのに、お觸書は処刑後に藩邸に届いたという。刑場は竹矢来で厳しくめぐらされ、見物人で市となしたといわれ、その槍はいままなお上市場の田中和雄氏が保存している。また宮原村の共同墓地西側にも、明治初年まで刑場があり、当時さらし首が一行に並び世間のみせしめにされたという。なお新宿西の山墓地も、六百年前の刑場の跡といわれている。

幕末における一宮藩 加納氏の先祖は、新田義重の第四子義季に出で、世々参河国賀茂郡加納村に居つたので、加納氏を冒した。

代百四十一年間にわたり、一宮城主であつた。一宮本郷との関係は非常に深かつた。一宮に陣屋を設けたのは文政九年(一八二六年)で、外国船が渡来し、内外多事となつてからである。一宮城跡に陣屋が造られたのは明暦三丁酉年(一六五七年)、脇坂淡路守の時であつた(町有文書)。加納藩は小藩であつたが、三河以来の譜代大名であり、幕政に参画した時が多かつた。久通は若年寄となり、久堅は大番頭より奏者を経て伏見奉行となり、久慎は大番頭に進み、久徴もまた若年寄となつた。一宮藩八代のうち五人までが幕閣に列し、寛政、天保の改革に与かつた。(帝国人名辞典)

(一)加納藩政

加納藩政の特色は、重農政策と訓練にあつた徳川幕政を反映し、新田開発と農業技術の改善をはかつた。享保の頃、元禄の津浪以降、高潮を防ぎ、海岸砂防の目的で、御林五町二段十六歩、東西百間、南北百八十三間の造成をはかつた。元文五申年三月改(一七四〇年)、新田開発は享保の改革、寛政の改革の主要眼目で、荒蕪地を開墾して年貢の増収をはかつた。一宮本郷内においても申の高入(享保十三年)、卯の高入(享保二十年)、午の高入(安永三年)、寅の高入(嘉永七年)、その外東浪見村の戌の高入一宮本郷の戌の高入、船頭給村の辰の高入のように新田開発が盛んに行われた。中でも午の高入は、地曳網漁業の発達とともに海岸砂畑の開発のため、網干場がなくなるので百姓の反対が多かつた。船頭給村における砂畑騒動もおこつたが、その外は順調に行なわれた。しかし、あとで網干場がなくなり、非常に困つたといわれる。また、洞庭の用水が、灌

溉の目的で築かれた。周囲十余町、面積二万余坪、数堰に分れ、耕地二百余町歩の用水に給せられ、文化、文政の頃と思われるが、一宮藩臣岩堀市兵衛は非常に苦心してこの難工事を遂行し、更に本町の人中村吉兵衛この工事を継ぎ、多年の辛苦を経て遂に大成した。(長生郡郷土誌)この洞庭の用水のため一宮本郷は飢饉から救われたという。その後天保年中藩主加納久徴は桜樹数千株を湖岸に植え、中国の洞庭にちなみ、遊覧の地としたが、廃藩以後、藩侯東京に去り桜樹もまた枯れ、昔の俤もない。天保十五年(一八四四年)三月藩主加納久徴、陸奥の多賀城に倣い四方の里程を表記した碑を建てた。

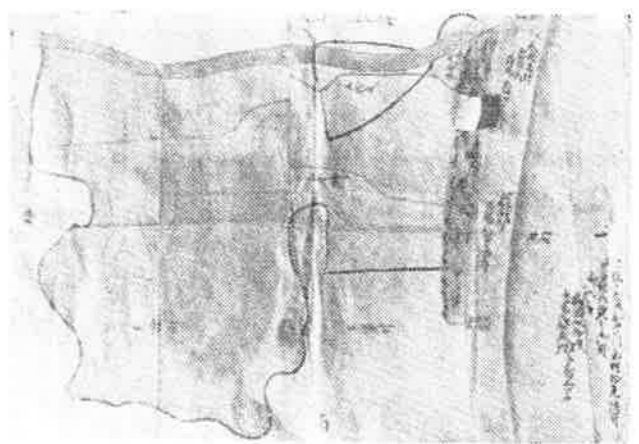
一宮洞庭湖碑

- 去大田喜 四里
- 去勝浦 七里
- 去長者街 二里
- 去東金街 五里
- 洞庭 二里
- 去藻原 二里
- 去長南 三里

此地享保十一歳次丙午從五位下藤原久通始所、受領所也、六世孫從五位下藤原朝臣久徴植、桜樹數株于天女以修造焉。

天保十五年三月十五日

一宮本郷の市街地は、すでに江戸の初期正保元年(一六四四年)に江戸街道の宿場として形成され、玉前神社、観明寺を中心として陣屋も明暦三年(一六五七年)脇坂淡路守の時につくられている。正保元年の草創百姓二二六戸は、寛政五年(一七九三年)には六百



天保15年一宮本郷村地図

七十八戸となり僅か百五十年間に五倍も激増している。元禄以降、享保の新開発後移住によるもの、分家によるものである。また正保の草創百姓は、その中に小前百姓は含まれていなかったと思われる。文政九年(一八

(二六年)陣屋が一宮城跡に設けられ藩侯がこれに移ると、士族は大手、陣屋に居住し、百姓は宿場町から周辺の谷、新田に居住した。町火消は慶安のお触れにはすでに出ているが、將軍吉宗が定火消を作ってから本郷にも加納藩の時につくられた。産業面でも洞庭の灌漑施設とともに茶の栽培を奨励し、蛭番を置いて蛭の養殖を図っている。蛭は一宮川の特産として知られ、將軍家へ献上している。現在では工業化学の汚水のために枯死し、松瀉用水路の方へ移動して昔日の俤はない。また農政学者佐藤信淵を招聘して農業技術の指導をうけ、漁村維持法の指導を受けている。

天保の頃、老中水野越前守忠邦の苛酷な改革に、諸物価は高騰し、

民は塗炭の苦しみをした。天保九戊年(一八三八年)一宮藩では農民救済のため佃米(窮民米)を出している。一宮本郷村では申十一月領主から高持四十七人に米七百四十八俵の佃米を出させ、百文につき一合安にて売渡し、合力金として米一俵につき金一分宛と決めている。卯年には高持三十五人に米七十俵と仰せ出され、併せて米八百十八俵を佃米として貧民の救済にあてられ、百文につき五合替で売渡している。この時更に干大根五千三百六十五本、代銀二十四貫四六〇文を宿内貧民百四十九軒に施している。新箕村においては米十三俵(但四斗入)を貧民十三人に無利子で貸し与えている。

天保九戊年の加納家日誌によると、

加納家々来役職氏名

- 御年寄御家老勤 丸山 卯右衛門
- 御用人 奥掛 植木 津右衛門
- 御留守居兼 永井 楠五郎
- 御勝手御館分兼 中村 勘兵衛
- 若殿様御附 笹岡 実学
- 御勝手兼 松崎 又右衛門
- 同 格 丸山 四郎兵衛

天保十三年九月九日

御役人共謁相濟候後昨日相違置候一役一人之者相揃候段大目附申出候間当職御用人中一同出産掛源太夫右之通申候

- 御小書院 大久保造酒之進
- 御物頭大目付兼 石田 與四郎
- 郡奉行 大書院
- 御目附御徒頭 竹内 為右衛門
- 御側頭殿御小納戸 郡山 勇馬
- 奥年寄 玉置 源右衛門
- 御勘定奉行 柴松 新兵衛
- 御近習小頭 松崎 左源治
- 御右筆 浦島 新太郎

幕末になると内外多事となり、文化十四年(一八一七年)イギリス船が浦賀に來り、文政五年(一八二二年)イギリス船は再び浦賀にあらわれ、幕府は遂に文政八年(一八二五年)外国船打払い令を下した。藩侯加納久徴は、いち早く一宮海岸に武士溜り陣屋を設け、用兵の訓練をし、更に久徴は長州の高杉晋作の奇兵隊の如く洋式兵法をとり入れ、加納の陣立として有名であった。町人にも訓練をさせ、安政五年の年貢皆済目録をみると御陣屋御扶持米、来る未年分、練兵稽古弁当人足扶持米として、米百四拾四石が支給されている。天保の頃、御台場を設け、天保十五年(一八四四年)全国にさきがけて砲台を構築し、五門を据えて、海岸防備に力を尽している。慶応三年(一八六七年)薩長兩藩に討幕の密勅が下ると、藩主加納久恒は將軍慶長に大政奉還を促し、ここに大政を朝廷に返上し、江戸幕府十五代二百六十五年の幕を閉じた。

大書院貳之間

御簾番

湊 徳五郎

御広敷用達

田母神謙蔵

御医師

原 芸庵

御供番御給仕番

石川 又蔵

御儒者

金子 佐中

御勘定方御蔵方

鶴 沢 為 治

御武箱廊下

御徒目附席御下徒敷守

波 辺 瀧 之 丞

御徒目付

小 島 藤 五 郎

書 役

大 屋 啓 輔

御勘定方

若 泉 藤 之 丞

隠居家督奉願候

高一万三千石

居所 上総国一宮

加納遠江守

寅四拾七歳

嫡子 加納大和守

寅 三拾歳

私儀就病氣御役

御免之儀去巳年十一月十四日願之通仰出難有仕合奉存候、其後

幾多記案真院服用、無油断養生仕候得共、持病之持疾相勝不

申、当春以来別而病強ニ付、外治畑中善良療治を茂清、種々療養

仕候得共、兎角同ニ而氣分善塞眩暈強容易全快可仕病症無御

座候旨、御医師共何茂申聞候、未隠居可奉願年齢ニ者無御

座候得共、久々引込御奉公難ニ相勤ニ奉恐入候、依之隠居被ニ仰

付、嫡子大和守江家督被ニ下置候様奉願候。以上

天保十三壬寅年十月

水野越前守殿

土井大炊頭殿

堀田備中守殿

真田信濃守殿

掟 一宮御留守居江

一、御為宜奉存候儀心 及精出可申候

一、支配向依怙最風仕間敷事

一、行事守衛之結構浜手御備 要害常々無懈怠ニ可心懸ニ事

一、御門者卯刻聞き酉刻閉シ御家中御領中之輩之外者親類多共

御構内に入べからず

公儀御役人諸家御使用者□有□□□寺社宿内にお□□可在□□

会事

附御差図得ずして止宿他悉以多須べからざる事

一、御領中御取締常々無油断ニ心付、不レ可レ然儀者早速言上可

有レ之事

附悪者有レ之候ば御留守中茂御下知不ニ相待在ニ礼明其始未

是ニ可レ有言上事

右之条々堅く相守者也

天保十三壬寅年

真忠組の討伐 幕末の房総においては、徳川家恩顧の大小名

旗本が政治支配の中心をなしており、経済的には商業的農業や工業

など殆んど発展せず、佐幕派で固められ、封建的な搾取に対する抵

抗は消極的であった。かかる事情のところへ、弘化三年（一八四六

年）アメリカの東インド艦隊司令長官ビッドルが浦賀に来て通商を

求めており、つづいて嘉永六年（一八五三年）アメリカの提督ペリ

ーは、黒船四隻を率いて浦賀にあらわれ、大統領の親書を浦賀奉行

に手交して通商をせまった。国内の不安は増大し、おのずから物価

が高騰した。こうした社会情勢の中で農民の不平不満が爆発するの

は当然である。文久三年（一八六三年）十一月、楠音次郎正光とい

う浪人を首領とする浪士の一団が、山辺郡小関村新開（現九十九里

町）の旅館大村屋伊八宅を本拠とし、茂原と八日市場に別動隊を配

置して「報国救民館真忠組」の看板を掲げ、口に尊王攘夷を唱え、

自ら臨時役所を設け、牢屋を作り、人民を裁判するほか、貧民救済

を名に富豪宅に押入り金品を強奪する等の挙に出た。これがため、

地方富豪でその難にあったものが非常に多く、三浦帯刀、楠音次郎

等は匝瑳郡八日市場の千葉源次郎、沢田清等を説得して与党とし、

源次郎は茂原分隊副長となり、八日市場福善寺にも分隊を置いた。

当時の「見聞集」には、

嘉永年間夷船来泊し、陽に和親を説き、陰に国郡を併呑せん事

を工み、貿易を名として威すに数国を以てす。此時既に御打攘之

御廟算雖有之、治平連綿たる御時節、武備御手薄に付、仮条約

を結び、其内講武習戦之上、御攘夷可被レ為レ在御趣意ゆえ、右

接戦之上は、我等微忠之志を尽さんと、同盟相結び罷在候処兎角

御手延而已相成候に付、夷賊は愚民姦商を惑し、利を以て誘引し、

皇州日々有用之財を奪い、夷国無用の品を高価に売り、国民之困

窮、内患之生ずるも不顧、国政を相預る官人ら、賄賂に魂を奪わ

れ、下民之苦みも不察に付、忠義之武士は為レ役命を落し、恥を

知るの輩は作病して役を辞し、於レ茲国司大名は、自国防禦を専

一として帰国せしより、御公儀愈ニ御手薄に相成候に付慷慨之上

国々に黨を結び皇国之汚辱を一洗せん。」（房総叢書第五巻）

とあり、

但寄湯村上より写を以組合村々へ早々觸出し、小前末々まで不

洩様、村役人より可ニ申付候 以上

文久三亥年十二月

天朝之浪人 真忠武士 松本熊太郎組

房総支配役 三浦帯刀有国（花押）

同役世話方 楠音次郎正光（花押）

村々大惣代中

と各村々へ廻状を廻している。これはたまたまこの地方に流れて

来た浪人武士が、その頃大和の十津川で楠正成の首塚を用い、代官

鈴木源内を殺したのにならって遠くからこれに応じたもので、独自

に発生したものでなかつた。

茂原の別働隊は、三浦帯刀を隊長として藻原寺東寺院を役所とし、四方の豪農宅へ押入っては金品を強奪した。元治元年（一八六四年）一月十五日上永吉の千葉弥次馬家も襲われたという。

徳川幕府は事態を重視して関東取締役馬場俊蔵、渡辺慎次郎等に討伐を命じ、更に岩代国福島城主板倉勝頭、下総国佐倉城主堀田陸継、同多古城主松平勝行、上総国一宮城主加納久恒に対して討伐を命じた。この討伐軍は元治元年一月十七日を期して一斉に行動を起し、東金城主板倉内膳正は手法を持って新開に向い、多古城主松平豊後守は八日市場を攻め、一宮城主加納備中等は茂原に向い、佐倉城主堀田侯は後援であった。大村屋楼上で酒宴中の楠首次郎、沢田正三郎自刃して死んだ。一方加納備中守は次の四隊を編成して茂原の別働隊の討伐に向った。

壹番 物頭 吉川日出之助
足輕 小河 才助

貳番 諸上 小池源之丞
外二十九人

参番 岡田順之助
外二十九人

四番 玉前大明神社人 田中 但馬
外十九人

総計 百人

これと知った真忠組は、いち早く逃走したので、これを追い刺金村（現白子町）で矢部重吾を討捨て、三浦帯刀、大木八郎、千葉源

次郎、大高泰助、大山重助を逮捕した。

差上申一札之事

今般当所に罷在候浪人ども為御召捕御出役之処、逃亡候に付、居所御改之処、左品捨有之
一、劍術稽古道具 老組 一、短刀 老本 合葉 一、百廿目
右之通り私ども為御立合御見分之処、相違無御座候、依之
一札差上申処如件

文久四年正月十七日

塩入義十郎知行所上総国長柄郡茂原村

組頭 逸作

同 妙光寺領

組頭 清兵衛

名主 金兵衛

加納備中守様御内

岡田順之助様

この場を逃れた者も後日、加納隊に逮捕されて真忠組は潰滅した。浪人共は豪家から、かすめ取ったという所持金を見ると、茂原分隊長三浦帯刀、四両壹分三朱、副隊長千葉源次郎、十六両貳朱、大鷹泰助、四十六両三分、大木八郎、五両三分貳朱、大山重助、老両壹分、三浦帯刀は隊長として所持金も少なく恬淡であった。

当時の落首にこういがある。

茂原から大鷹とんで一の宮

これを三浦が揚げる月星

天威之次第依之為鎮撫官兵被差向之間於其藩茂原援之心得ヲ以臨機出兵忠勤精相勳勤王之実効可相頭候監軍安場一平差遣候間諸般指應可相受之事

辰四月

總督 實 梁

副將 前 光

一宮藩江

頃日一種之兇党等処々屯会シ良民ヲ欺恣意暴行候趣不長 天威言語通断之所業ニ候条右之徒等其領内ニ入込候ハバ悉ク召捕置可訴少候。万一多人数手ニ余リ候節ハ近隣之各藩申合急速連繫取領民安堵可為致候事

辰四月

總督 督 團

副將 團

明治元 戊辰 閏四月十一日御達

松平豊前江就被 仰出候旨監軍安場一平明十一日巳刻大多喜城被差向候間 同藩重臣之者罷出相待可申候 此段同藩江相達可申候 副總督府 御沙汰 候事

明治元 戊辰 閏四月二十日御達

先般総房之地賊徒張抛ニ付進撃候砌忽 走即今略及鎮定追々可巡撫地農事繁忙之状ニ会多少之軍兵引率束徒候○道路夫役之煩勞戊可有之旁今二十日凱旋候就而○每○

明治時代

廢藩置縣

慶応三年（一八六七年）十月、慶喜の大政奉還によ

り、二百六十余年間つづいた徳川幕府は滅びた。江戸城の明け渡しは、翌明治元年四月十一日に行なわれたが、徳川方の中にはこれを不服とするものが多く、彼等はそくそくと江戸を脱出し、関東各地で徳川家恢復のために戦った。房総地方においても、若干の戦い、紛糾はみられたが、大半は時勢に順応する態度をとった。

一宮地方における当時の世情は、一宮藩に下達された次の文書などからも十分に推察できる。

明治元 戊辰 四月二十一日御達

近日脱散之兇徒等房総地方ニ湊会シ到处暴行殘賊良民ヲ欺キ不長